８ 盛 指 号 外
令和８年７月 10 日

見積参加希望者　各位
（盛岡市内に本社を有する「賃貸借-事務機器・ＯＡ機器」の有資格者」）

盛岡市長　内　舘　　茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

１　随意契約見積対象事項
(1) 件　　名　　建築計画概要書窓口端末賃貸借その３（長期継続契約）
(2) 品名・規格・数量等　別紙仕様書のとおり
(3) 納入場所　　建築指導課
(4) 賃貸借期間　　令和８年９月１日から令和 13 年８月 31 日まで
地方自治法第 234 条の３に基づく長期継続契約

２　契約条項を示す場所
盛岡市都市整備部建築指導課

３　見積書提出の日時及び場所
(1) 令和８年７月 21 日（火）　10 時 00 分から 15 時 00 分まで
(2) 盛岡市役所都南分庁舎２階　都市整備部建築指導課
執行即時開封

４　見積書の提出方法
見積書は、３(1)の日時に３(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

５　契約書作成の要否
要　賃貸借契約書による。

６　その他
(1) 見積回数
１回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）
(2) 見積書
見積書は心得第７第１項によるものとし　賃貸借期間に係る月額　で作成すること。決定も賃貸借期間に係る月額　とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
(3) 見積の無効

心得第９に該当する見積は無効とする。

(4) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

(5) 支払は賃貸借期間の月払とし、毎月の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。ただし、当事者双方の合意がある場合には、複数月分をまとめて請求及び支払うことができるものとする。この場合における合意内容については、本契約書に記載するものとする。

(6) 見積日において､盛岡市から指名停止措置を受けている者については､契約の相手方としない。

(7) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和８年７月 16 日(木) 12 時までに電子メール又は文書（ファックス可）により建築指導課あて提出すること。回答は、見積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファックスで令和８年７月 17 日（金）までに回答する。

電子メールアドレス　kentikusido@city.morioka.iwate.jp

盛岡市都市整備部建築指導課　Tel 019-639-9054、Fax 019-637-1919